

1975 (毎月1回)

3月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年2月1日現在)

村の人口	
総人口	2,110人
男女	人人人人人
出生入出	1.09190096
出死転転	1.00190096
世帯数	592世帯

油坂すい道改良整備

期成同盟会が発足する

国道一五七号沿線市町村

このほど岐阜市において、本村を始め、白鳥町など沿線関係六市町村はもとより、岐阜、福井両県選出の衆参両院議員、県議会議員及び土木関係者など多数が出席して、「国道一五七号油坂隧道改良整備促進期成同盟会」の設立総会が行なわれました。

国道一五七号線は、福井市と岐阜市を結ぶ主要道路であり、北陸と東海の交流に重要な役割を果しています。本村の改良整備が沿線市町村に及ぼす経済効果は極めて大きく、その重要性が認められ、

この改良整備が急務とされているが、その最大の難所である油坂隧道及び取付道路は未改良であるため、現代の交通量の増大と車輛の大型化に対応できない状況下にあります。こうした状況の中において、油坂隧道を現在地より低位置に移設し、この工事の早期着手とすみやかに工事を完了する。また

冬季交通の確保と交通安全のため油坂峠を中心とする取付道路の屈曲部分の大改良等を強力に促進するために結成されたもので、会長に和泉村長、副会長に白鳥町長がそれぞれ選出されました。

この油坂隧道改良整備について本村は、既に十二月定例議会において「油坂隧道改良促進対策特別委員会」が設置されておりますが

越美線全通促進とともに、強力な運動を開催し、一日も早く実現するよう望みたいのです。

第四十五回臨時議会

議案三件を可決

第四十五回臨時議会は、二月十九日招集され、次の議案三件が原案どおり可決されました。

◇遠足事故損害賠償請求に係る訴訟について（議案第一号）

◇昭和四十九年度和泉村一般会計補正予算第六次（議案第二号）

◇村営土地改良事業施行について（議案第三号）

一、地域名 和泉村後野、川合、板倉、朝日前坂
二、事業名 振興山村農林漁業特別開発事業（土地改良）
三、事業量 九、二ヘクタール

鉛による環境汚染が広がる中でこの二月から、無鉛化されたレギュラーガソリンが販売されおり近い将来にはすべて無鉛化されます。

自動車では、すでにこの対策を構じられたことだと思います。これと同じように、農林業機械の使用についても、次の点に留意しなければなりません。

お手持ちの農林業機械のうち二条植田植機以外の四サイクルガソリンエンジンを動力源とする耕うん機、テイラード、防除機、集材機、土場積込機などは、無鉛ガソリンだけを使用すると、排気弁座が急速に磨耗し、はなはだしの場合エンジンが停止します。

このため、これらの農林業機械を使用する時は、無鉛化されたレギュラーガソリン二に対し従来どおり加鉛されたハイオクガソリンをおおむね一の割合で混合して使用することが必要です。

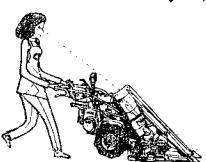
ガソリンエンジンは、無鉛化されたレギュラーガソリンに、従来どおり潤滑油を混合して使用しておいてください。

なお、潤滑油混合ガソリンを使用することとなっているガソリンエンジンは、無鉛化に伴ない、今後無鉛ガソリンを使用できる農林業機械が販売されることとなります。これらの機械には無鉛ガソリンを使用できることを明示したステッカーが貼付されることがあります。これらから、その購入に当つては、注意してください。

今回のガソリン無鉛化に当つて、疑問な点や機械の使用に不審な点があつたら、最寄りの農業協同組合や農業機械販売店にご相談ください。また、ガソリンの給油についても、ガソリンスタンドでも相談に乗ってくれます。

ガソリンの無鉛化

と 農林業機械



目的
ま
ら
と
あ
ら
ま
し
と
あ
る

本法で定められている土地取引の規制は、取引の場所場合によって異なり、大きく許可制、届出制、事前確認制の、三つに分けられます。

土地売買に届出制や許可制

国土利用計画法と土地取引の規制

届出制とは

規制区域以外の全国の区域において、一定規模（市街化区域では二〇〇〇坪、市街化調査区域では五、〇〇〇〇坪、その他の地域では一〇、〇〇〇〇坪）以上の土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合当事者は、村長を経由して県知事に対し許可申請を行い、その許可を受けなければならぬことになっています。

（和泉村では、現在のところ規制区域はありません。）

許可制とは

規制区域内では、土地に関する

事前確認制とは

一団の土地として届出の面積以

規制区域とは

知事は、次のような区域を期間（五年以内）を定めて規制区域に指定するものとされています。

都市計画区域では、投機的取引が集中して行われたり、行われるおそれがあるとともに、地価が急激に上昇したり、上昇するおそれがある地域。

都市計画区域以外の区域では、前記のような事態が生ずると認められ、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が困難と認められる区域です。

規制区域の指定は、知事の公告によつてその効力を生じます。

なお、規制区域の指定は、土地利用審査会の確認が得られないときは無効となるとか、指定期間が過ぎても必要な場合には、改めて指定を行うことなどの定めがあります。

一団の土地とは

土地利用上、現に一体の土地をしないことについて県知事の確認を受け、この確認された価格の範囲内で土地取引を行う場合に限って届出制の適用除外となつています。

（和泉村では、現在のところ規制区域はありません。）



買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように、一つ一つの取引は基準以下であつても、まとめるところの基準に当たはまるよう場合は、一団の土地となります。

国土利用計画法の土地取引規制早わかり表

		許 可	届 出	事 前 確 認
手続を必要とする権利の移転及び設定		届出等を必要とする取引の範囲 参照	同 左	同 左
手続を必要とする場合(面積要件)		規制区域内の権利の移転及び設定のすべて	市街化区域 2,000m ² 、その他の都市計画区域 5,000m ² 、その他区域10,000m ² をこえる一団の土地についての権利が移転又は設定される場合	届出が必要な面積以上で一区画 500m ² (福祉・利便施設に係る区画は1,000m ²)以下の住宅地分譲、建物の区分所有権の移転と併せて土地に関する権利の共有持分が移転又は設定される場合
適用除外(この場合は手続は不要)		民事調停法による調停に基づく場合 農地法第3条の許可を受けることを要する場合、その他施行令第6条で定める場合	左にあげた場合の他、国、地方公共団体などが当事者である場合、その他施行令第17条で定める場合	
提出書類		1.許可申請書 2.土地登記簿の謄本 3.縮尺5万分の1以上の地形図 4.縮尺5千分の1以上の周辺の状況が判断できる図面 5.土地の形状を明らかにした図面 6.面積の実測方法を示す図書 7.利用目的を説明する書面等	1.届出書 2.縮尺5万分の1以上の地形図 3.縮尺5千分の1以上の周辺の状況が判断できる図面 4.土地の形状を明らかにした図面 5.面積の実測方法を示す図書	1.確認申請書 2.縮尺5万分の1以上の地形図 3.縮尺2千5百万分の1以上の区画形状が判断できる図面
審査基準	価 格	価格の算定 参照	同 左	同 左
	利 用 目 的	1.自己居住の用その他の法第16条第1項第2号イからヘまでの要件に該当するかどうか。 2.土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するかどうか。 3.公共、公益的施設の整備予定、周辺の自然環境の保全からみて適当かどうか。	1.土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するかどうか。 2.公共、公益的施設の設備予定、周辺の自然環境の保全からみて適当かどうか。	
どういう措置がとられるか		1.6週間以内に許可、不許可の処分がされる。2.不許可となったときは、都道府県知事に対し買取請求ができる。3.処分に不服なときは土地利用審査会に対し不服申立てができる。	1.取引内容が不適当な場合は6週間以内に勧告される。2.勧告に従わないと公表される。	1.価格が適当である場合は確認を受けた価格以下で販売してよい旨通知される。2.確認されないときは届出をしなければならない。
罰 则		許可を受けないで契約をした者は3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる。	届出をしなかったり、虚偽の届出をして契約をした者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる等。	

届出等を必要とする 取引の範囲

- 該当する
- ✗ 該当しない
- △ 該当するが法の適用を除外

価 格 の 算 定

権利移転の形態(原因)	該当するか否か	権利移転の形態(原因)	該当するか否か
1. 売買契約	○	16. 競売	△
2. 売買予約	○	17. 換地処分、交換分合及び権利変換	✗
3. 抵当権、不動産質権の設定等	✗	18. 保留地処分	○
4. 地役権、鉱業権等の設定等	✗	19. 裁判上の和解	△
5. 信託の引受け及びその終了	✗	20. 贈与	✗
6. 讓渡担保	○	21. 財産分与	✗
7. 代物弁済	○	22. 共有物の分割	✗
8. 代物弁済予約	○	23. 共有物の持分権の譲渡	○
9. 交換	○	24. 共有物の持分権の放棄	✗
10. 相続	✗	25. 営業譲渡	○
11. 遺産の分割	✗	26. 工場財團等の移転	✗
12. 遺贈	✗	27. 約定完結権、買い戻し権等の形成権の行使	✗
13. 土地取用	✗	28. 同上形成権の譲渡	○
14. 滞納処分	△		
15. 強制競売	△		

〔許可の場合〕

宅地、森林の土地等の別に応じ、固定資産税評価額に倍率を乗ずる方法、基準地若しくは標準地の指定時評準価格若しくは、指定時公示価格に比準する方法又は取引事例比較法、収益還元法及び原価法を併用する方法により算定した規制区域の公告の時における土地に関する権利の相当な価格に、全国総合消費者物価指数及び投資財指数を用いて算出する許可申請時までの物価の変動に応じる修正率を乗じて得た額とします。規制区域の指定の公告時以後許可申請時までの間に宅地の造成等の費用を負担しているときは、その費用の額を加算します。

〔届出の場合〕

宅地、森林の土地等の別に応じ、固定資産税評価額に倍率を乗ずる方法、基準地若しくは標準地の届出時標準価格若しくは届出時公示価格に比準する方法又は取引事例比較法、収益還元法及び原価法を併用する方法により算定した価額をもって届出の時における土地に関する権利の相当な価額とします。

朝日中学校遠足事故損害賠償請求事件の和解について

(文責・教育長)

昭和四十五年十月八日に発生した遠足事故の損害賠償請求事件については、福井地方裁判所にて訴訟中でありましたが、昭和五十年二月二十六日、福井地裁の判決により、和解となりましたので、その概要について、お知らせします。

◆原因
村立朝日中学校において、秋季遠足を大野市仏原仏御前の滝と定め実施した際、同校一年生の東千代子さんが正午の昼食時の前後に数名の級友と滝つぼの右側岩場に登っていたが、更に上方に登るうとして、数歩進んだ時、教師が「危ないから戻れ。」と注意したが足をすべらせ滝つぼに転落し、直ちに上神明診療所に運び手当を受けたが、二日後の昭和四十五年十月十日、胸部、頭部等の打撲のため死亡した。

◆損害賠償の請求についての経緯
昭和四十六年六月二日、被害者たる両親は、長浜弁護士を代理人として(1)大野市に対して、「生徒の死亡は、大野市の觀光地としての危険標識、遊歩道等の管理上の怠慢によるものであり、民法七一七条の法令により損害賠償の責任を追求したい」(右に対する大野市の回答)

◆原因
立朝日中学校において、秋季遠足を大野市仏原仏御前の滝と定め実施した際、同校一年生の東千代子さんが正午の昼食時の前後に数名の級友と滝つぼの右側岩場に登っていたが、更に上方に登るうとして、数歩進んだ時、教師が「危ないから戻れ。」と注意したが足をすべらせ滝つぼに転落し、直ちに上神明診療所に運び手当を受けたが、二日後の昭和四十五年十月十日、胸部、頭部等の打撲のため死亡した。

◆和泉村に対する回答
(3)和泉村に対する回答

「福井県教委は、事故についての交渉が福井県および和泉村との間で四、五回行なわれた。
◆和泉村教委の意志決定
昭和四十六年十一月十二日、和泉村議会において、子どもを失くされた親の立場を思う時にいたり偲びがたく、道義的責任を感じるが、提訴される以上は、司法判断に委ねるより致し方がないかつ、本件は将来の教育上の影響も大きいので、客観的に法の裁定に依るべきものとの意志決定がなされた。

◆和泉村教委に対する回答
(2)福井県教委に対する回答
「遠足等の学校行事を、教育的に指導し、実施させるのは、福井県教委の「公権力の行使」責任であり、教師の任命権者は、福井県である。よって、國家賠償法による賠償責任がある。」
(右に対する福井県教委の回答)

1、任命権は福井県にあるが、教師の学校における服務の監督権は地教行法により和泉村教委の権限であり、学習活動における事故については、和泉村の責任である。
◆和泉村に対する回答
(3)和泉村に対する回答

「福井県教委は、事故についての交渉が福井県および和泉村との間で四、五回行なわれた。
◆和泉村議会の議決
昭和四十六年十一月二十日、和泉村議会において、「和泉村教委の意志を尊重し「提訴されれば心訴する」の議決がなされた。

◆訴訟の提起
昭和四十八年六月二十日、東さんは、長浜弁護士を訴訟代理人と

1、遊歩道は、自然を破壊するものとして将来設置計画はなく、滝は、滝つぼ附近から観賞する分には、何等危険はない。

2、滝は、国有林の中に自然にできたものであり、国や市が設置した工作物でないから民法七一七条の適用を論ずる余地がない。

3、滝は、滝つぼ附近から観賞する分には、何等危険はない。

4、滝は、滝つぼ附近から観賞する分には、何等危険はない。

5、滝は、滝つぼ附近から観賞する分には、何等危険はない。

6、滝は、滝つぼ附近から観賞する分には、何等危険はない。

「事故発生と共に、県教委に対し、所定の報告をなしたところ、県教委では、直ちに事故現場の調査をなしたが、教師の不注意による過失であるとの指示もなべ、速やかに任命権に基づく懲戒が、県よりなされる筈であるが、一ヶ月経過した現在においても何らなされていないことは過失なきものと判断されることであり、賠償責任に応ずることは困難である。」

以上のような責任の追求についての交渉が福井県および和泉村との間で四、五回行なわれた。
◆和泉村教委の意志決定
昭和四十六年十一月十二日、和泉村議会において、子どもを失くされた親の立場を思う時にいたり偲びがたく、道義的責任を感じるが、提訴される以上は、司法判断に委ねるより致し方がないかつ、本件は将来の教育上の影響も大きいので、客観的に法の裁定に依るべきものとの意志決定がなされた。

◆和解の理由
本件は、学習活動としての遠足行事における事故にかかる教師の注意義務の限界について、司法の判断を求めたものがあが、本村のような少規模町村にとっては、余りにも財政負担が大きいので、この点特に福井県に理解を求める、特別財政措置を講ずることを和泉村議会に提案し、和解することについての議決が、去る二月十九日の臨時議会にてなされた。

◆和解の理由
本件は、学習活動としての遠足行事における事故にかかる教師の注意義務の限界について、司法の判断を求めたものがあが、本村のような少規模町村にとっては、余りにも財政負担が大きいので、この点特に福井県に理解を求める、特別財政措置を講ずることを和泉村議会に提案し、和解することについての議決が、去る二月十九日の臨時議会にてなされた。

◆和解に伴う賠償額の措置
本村のような少規模町村にとっては、余りにも財政負担が大きいので、この点特に福井県に理解を求める、特別財政措置を講ずることを和泉村議会に提案し、和解することについての議決が、去る二月十九日の臨時議会にてなされた。

1、教育の本質にかかわる教師、親、国(地方公共団体)子ども親の教育権又は、教育の価値観等について、教育法学者、判断等における見解もまちまちであり現在なお本質的に解明がなされていない。

2、原告は、その余の被告に対する請求を放棄すること。
3、訴訟費用は、各自負担。

◆和解
昭和五十年二月二十六日、福井地裁において、
1、被告和泉村は、総額七〇〇万円の支払義務を認めること。
2、原告は、その余の被告に対する請求を放棄すること。
3、訴訟費用は、各自負担。

◆結び
1、和泉村議会の議決
昭和四十六年十一月二十日、和泉村議会において、「和泉村教委の意志を尊重し「提訴されれば心訴する」の議決がなされた。

2、我が国の学校事故の先例、判決の大勢が、民主国家、福祉国家の理念に基づく、被害者、弱者救済の時代的思潮に根ざした

判決が多く、意に反した判決が予想され、これ以上の訴訟の継続は、教育的配慮からもさけるべきものと判断される。

3、一般論であるが、教師、親、生徒と雖も人間である以上、全智全能者であり得ない。

4、訴訟上の和解は、社会的実情に添わない場合、裁判所又は裁判官が原告、被告の過失責任を深く追求することなく、互譲により成立するものである。

5、和解から生ずる注意義務の限界について求め得なかつた曖昧性については、教育の現場において、教師の教育意欲の減退若しくは、教職に対する不信感を持たせないよう地方公共団体の責任において措置する。

6、和解に伴う賠償額の措置

本村のような少規模町村にとっては、余りにも財政負担が大きいので、この点特に福井県に理解を求める、特別財政措置を講ずることを和泉村議会に提案し、和解することについての議決が、去る二月十九日の臨時議会にてなされた。



郵便による不在者投票制度ができました

福井県議会議員 選挙
投票日は 四月十三日

今年は統一地方選挙の年であり来る四月十三日には、福井県知事および福井県議会議員選挙が行なわれます。この選挙は、地方政治の代表者を決める大切な選挙です。わたしたちは、郷土をより住みやすく、豊かにし、生活をよりよくするため、有権者一人一人が「明るくきれいな選挙」を推進し、有権者意識をもって、立派な代表を選はなければなりません。

今回の統一地方選挙から、新しく「郵便による不在者投票制度」ができます。この制度は、自宅等で療養している身体に重度の障害があつて歩行ができない選挙人に投票に参加する途を開こうとして、創設されたものです。



は、特別項症から第二項症まで心臓、じん臓もしくは呼吸器の第三項症として記載されている者、なお、障害の程度が明記されていない場合は、これらの障害の程度に該当する県知事の証明を受けた者

◎郵便による不在者投票の手続き

一、郵便投票証明書交付申請書に手帳を添えて、登録されている選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会へ申請し、「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりません。

◇交通事故にあつたら ◇
すぐ警察へ届け出て事故証明をもらつてください。

一日までにすませてください。

交通災害共済に加入を

!!恐ろしい交通事故はいつもあなたの身近に!!

交通災害共済の掛金は、一人年額わずか四五〇円です。

(5)三ヶ月以上の治療を要する傷害

(6)一ヶ月以上の治療を要する傷害

二万円

五万円

(7)一週間以上の治療を要する傷害

七千円

は、特別項症から第二項症まで正するもので、三年ごとに改正されます。

※その他、くわしいことは役場窓口でおたずねください。



田の標準小作料が改正

◎選挙期日 四月十三日
◎告示 福井県知事 三月十九日
◎登録基準日 福井県議会議員 四月一日
◎登録日 三月十七日
◎締覧の期間 三月十八日
◎立会演説会 (三月十九日して三月二十三日まで)
月二十三日まで
朝日小学校で午後七時から)

二、戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、この手帳に両下肢、体幹の障害にあつては、一級もしくは二級、心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては、一級もしくは三級と記載されている人

請求は遅くとも選挙期日の前四日までにしなければなりません

四、投票用紙や投票用封筒が選挙管理委員会から送付されてきたら、注意事項等を充分読んでから投票し、速やかに選挙管理委員会委員長に郵送してください。

これは農地法の定めにより、物価などの上昇にみあつた、いわゆるスライド制により改

昭和四十六年に定めました標準小作料(十アール当たり)六千六百円を九千円に改正されました。

この額は、あくまで標準ですから、土地の条件等勘案され、地主、小作両者で適当な小作料を決めていただきたいと思います。細部については

地区の農業委員あるいは、役場業務課へ問合せて下さい。

奥越スキー選手権大会盛大に開催

九頭竜スキー場

(恒例の第十五回奥越スキー選手権大会は、去る二月十六日午前十時から九頭竜スキー場において、盛大に開催されました。)

この日は、風が強いうえ、小雪が降る悪コンディションであります。が、県内はもとより遠くは愛知県、岐阜県からも多数の選手が参加され、近年はない大会の盛り上がりを見せました。

成績は次のとおりです。

○村長杯(成年大回転)

優勝 上村吉久(岐阜県)

二位 吉秀男

三位 瀬先長一郎

○議長杯(壯年大回転)

優勝 桑原一義(愛知県)

二位 谷義明

三位 持田寿幸

○公民館長杯(少年大回転)

優勝 佐々木康雄(岐阜県)

○日本亜鉛鉱業社長杯(中学以下回転)

優勝 谷弘典(朝日中)

二位 林康志

三位 中山博仁

○スキーフェスティバル(壮年回転)

優勝 佐々木梅次(岐阜県)

二位 山本臣雄

三位 横地忠幸

○教育委員長杯(女子回転)

優勝 上村なゆみ(岐阜県)

「なだれ」に注意を 教育相談 シリーズ(7)

春の訪れとともに、気温が上昇し、「なだれ」の多発が予想されますので、特に自動車を運転される人は、充分注意してください。

二位 三島哲一
三位 前川義雄

○福井新聞社長杯(一般男子距離)
優勝 伊藤隆夫(愛知県)

二位 平瀬則行
三位 伊九岡俊一

二位 久保田貴美子
三位 但川れい子

二位 林義之(大納中)
三位 平瀬則行

二位 伊藤隆夫(愛知県)

- 1、悪いと思わぬのに、おこられたとき。勉強のたまっている時などはどんな時、「勉強する気になるのか」について紹介しました。今月は「勉強やる気がしないとき」はどんな場合か、子どもの感想の中からひろってみました。
- 2、兄弟が、ぼくもやりたくない遊びをするとき。ぼくもやりたくない勉強がいやになる。



9、夫婦けんかのとき、くやしくてできない。疲れているらしいので、一つまちがつたくらいでいつまでもガミガミおこつているとき。

10、強めの途中でテレビがかけられたとき。

11、弟が教えてくれといでので、教えてやるとまた聞く、せんぜん勉強ができない。

12、教科書をみてもむずかしくてわからないでいるとき、「本ばかりみていて」と、ぼくのことだけおこるとき。

6、たくさん宿題があるのに、父が字をみて「もっとていねいに書け」といわれたりすると、いやになる。

7、勉強がわからなくて母に聞きにいくてもわからず、父がそばにいて「それくらいのことがわからなくてどうする」といわれたりすると、聞きたくなければ書け」といわれたりすると、いやになる。

「雪の芸術作品」できる 朝日小学校

みんなで仲よく協力し合って、

ひとつの作品を作る喜びと、豊かな創造性を養なおうと、朝日小

校では、去る二月十九日午後「雪の芸術コンクール」を行ないました。このコンクールは、各学年グ

ループが、決められた時間内に作り上げるもので、児童たちは、先生の助言指導を得ながら、楽しい中にもスコップやスノッパーを取り組んでいました。

編集委員が変りました

一月末をもって広報編集委員の任期が満了となり、二月一日付で次の力々が任命されました。

よろしくお願いします。

尾花綾男 中村邦典 川守関次郎
新井基衛 山本一郎

校庭のあちこちには、「うさぎのもちつき」や「捕鯨船」「ピラミット」など立派な芸術作品があり、校長先生を始めとする審査委員の先生から、アイデア賞や努力賞、技術賞などが贈られ、有意義なコンクールを終りました。

今回、これまで六年間委員として、ご活躍されました次の方々が委員をやめられました。

永年のご活躍ありがとうございました。今後とも何かと広報いづみにつきまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いします。

桜川正浪 中内智利 長岡昇一